

坂井市立地適正化計画

素案

令和3年12月現在

坂井市

《 目 次 》

序章 立地適正化計画とは

- 序－１． 計画策定の背景と目的 …………… 1
- 序－２． 計画の位置づけと内容 …………… 2

第１章 関連する計画や他部局の関係施策等

- １－１． 上位計画 …………… 5
- １－２． 関連計画 …………… 8

第２章 都市が抱える課題の分析及び解決すべき課題

- ２－１． 都市の現状把握 …………… 13
- ２－２． 人口の将来見通しに関する分析 …………… 64
- ２－３． 現状及び将来見通しにおける都市構造上の課題 … 70

第３章 まちづくりの目標

- ３－１． まちづくりの方針（ターゲット） …………… 85
- ３－２． 目指すべき都市の骨格構造 …………… 87
- ３－３． 課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー） 93

第４章 誘導区域・誘導施設等の設定

- ４－１． 居住誘導区域 …………… 95
- ４－２． 都市機能誘導区域 …………… 127
- ４－３． 誘導区域のまとめ …………… 135
- ４－４． 誘導施設 …………… 136

第５章 居住・都市機能を誘導するための施策

- ５－１． 居住を誘導するための施策 …………… 159
- ５－２． 都市機能を誘導するための施策 …………… 162
- ５－３． 公共交通に関する施策 …………… 164
- ５－４． その他立地適正化計画を推進するための施策 … 165

第６章 防災指針

- ６－１． 災害リスクの分析と課題の抽出 …………… 172
- ６－２． 防災まちづくりの将来像、取組方針の検討 …… 210
- ６－３． 具体的な取組とスケジュール …………… 215

第７章 定量的な目標値等

- ７－１． 定量的な目標値 …………… 217
- ７－２． 期待される効果 …………… 219
- ７－３． 坂井市立地適正化計画の体系 …………… 221

第８章 施策の達成状況に関する評価の方法

- ８－１． 評価の方法 …………… 223

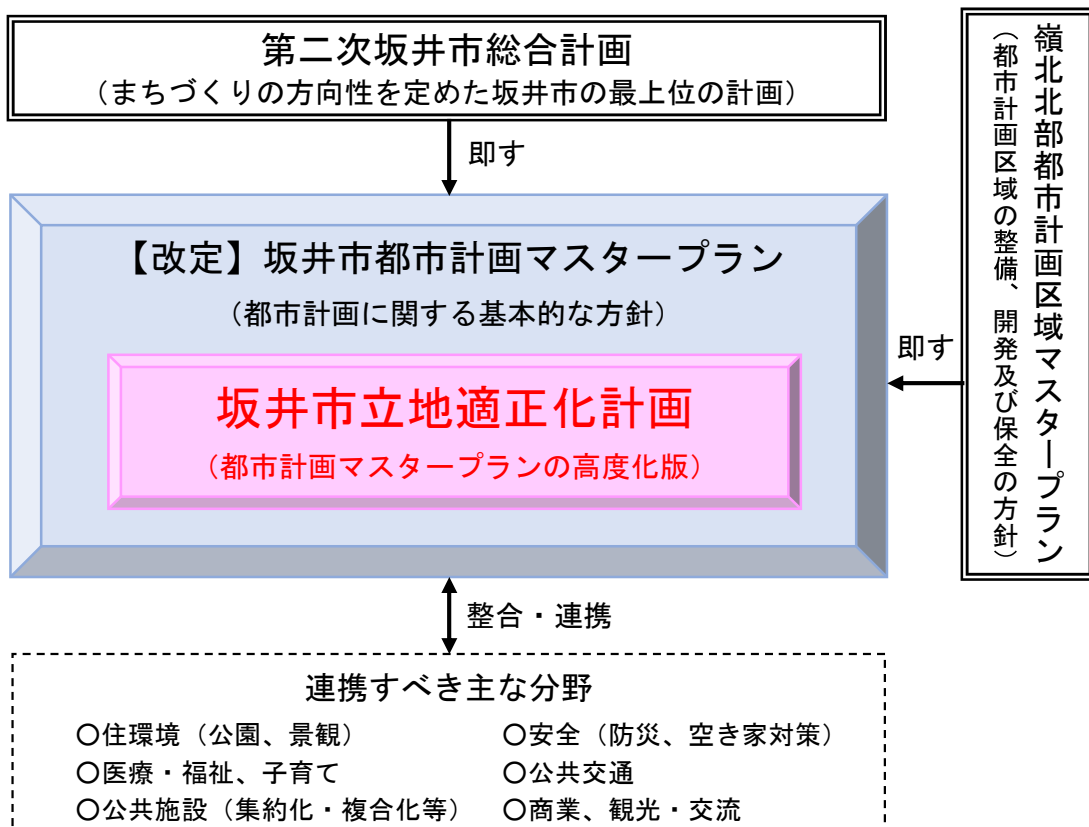
序章 立地適正化計画とは

序-1 計画策定の背景と目的

- ・坂井市は、平成 18 年（2006 年）に三国町、丸岡町、春江町、坂井町の 4 町が合併して誕生した市であり、福井県内では県庁所在地である福井市に次ぐ人口規模となっています。
- ・福井市の北に位置しており、国道 8 号や北陸自動車道・丸岡 I C、J R 北陸本線やえちぜん鉄道三国芦原線などの広域的な交通網が南北に縦断する交通利便性の高い都市です。
- ・人口は増加傾向にありましたが、平成 22 年（2010 年）には減少に転じ、平成 27 年（2015 年）には高齢化率が 26.3%に達するなど、人口減少・超高齢化が想定を上回る速度で進行しつつあります。
- ・また、居住・商業などの都市機能の郊外への流出が続いており、市街地の低密度化が進行しつつあります。
- ・こうした中、全国的な人口の急激な減少と高齢化等を背景として、平成 26 年（2014 年）8 月に「都市再生特別措置法」が改正され、居住や福祉、商業、交通なども含めて都市全体の構造を見直し、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』の考えでまちづくりを進めるべく、「立地適正化計画」の策定が可能となりました。
- ・坂井市においても、今後とも人口減少や高齢化の進展が予測されるとともに、これまでに整備してきたライフライン、公共施設等の維持管理費の増大に伴う財政悪化も懸念されるため、これまで以上に持続可能な都市づくりを目指すことが大きな課題となっています。
- ・このため、令和 2 年（2020 年）3 月に改定した坂井市都市計画マスタープランを踏まえ、今まで以上にコンパクトなまちづくりを進めることで、市民の暮らしやすさを高めることを目的に、立地適正化計画を策定しました。

(1) 計画の位置づけ

- ・坂井市立地適正化計画は、坂井市の最上位計画である「第二次坂井市総合計画」及び福井県が策定する「嶺北北部都市計画区域マスタープラン」に即するとともに、都市計画マスタープランの高度化版との位置づけから、「【改定】坂井市都市計画マスタープラン」に示された将来都市像や都市づくりの目標に準拠しつつ策定します。
- ・また、都市全体の観点から、居住機能や都市機能の立地、公共交通の充実、公共施設の再編、医療・福祉の充実、空き家対策の推進等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携しながら、コンパクトシティ化を推進するものです。



(2) 立地適正化計画の意義と役割 (国土交通省HPより)

■都市全体を見渡したマスタープラン

- ・立地適正化計画は、居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版です。

■都市計画と公共交通の一体化

- ・居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを進めます。

■都市計画と民間施設誘導の融合

- ・民間施設の整備に対する支援や立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との融合による新しいまちづくりが可能になります。

■市街地空洞化防止のための選択肢

- ・居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールできる、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

■時間軸をもったアクションプラン

- ・計画の達成状況を評価し、状況に合わせて、都市計画や居住誘導区域を不断に見直すなど、時間軸をもったアクションプランとして運用することで効果的なまちづくりが可能になります。

■まちづくりへの公的不動産の活用

- ・財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景として、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を進めます。

(3) 計画の内容

- ・都市再生特別措置法では、次の事項を記載することとされています。

【立地適正化計画に必ず定める事項】

- ・立地適正化計画の区域（＝都市計画区域）
- ・立地の適正化に関する基本方針
- ・居住誘導区域の設定と実現化方策
- ・都市機能誘導区域の設定と実現化方策
- ・誘導施設の整備事業等

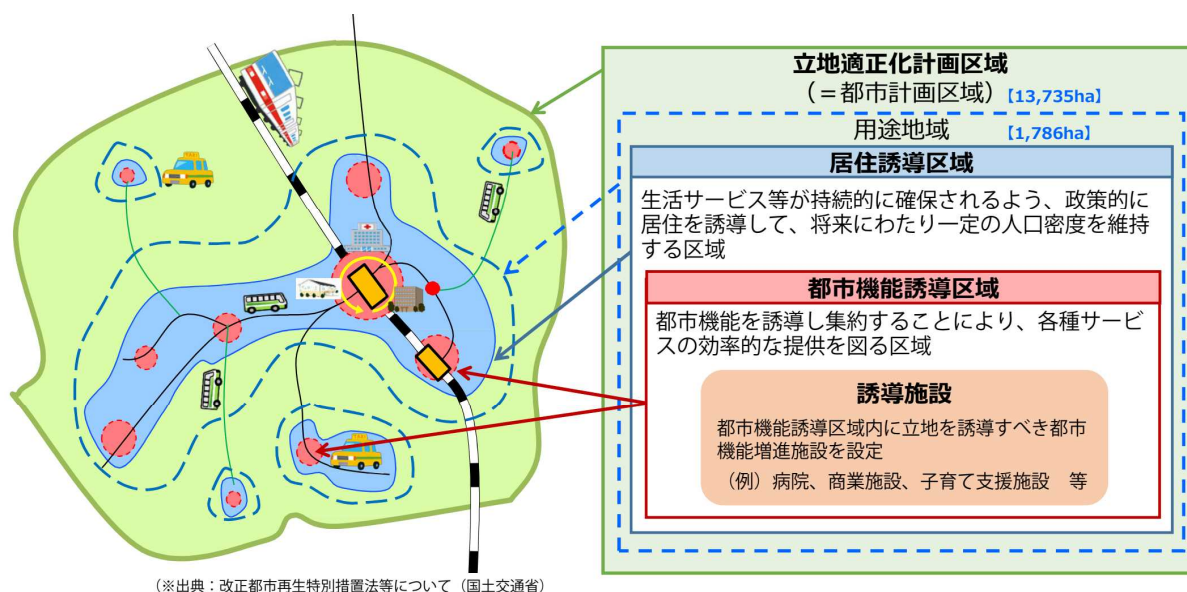


図 立地適正化計画のイメージ

- ・このほか、居住や都市機能を誘導するための施策（実現方策）や達成目標、達成状況の評価方法等を記載します。

(4) 計画の対象区域

- ・坂井市は、あわら市、永平寺町、福井市の一部とともに、嶺北北部都市計画区域に指定されています。
- ・国の方針では、立地適正化計画の区域は、都市全体を見渡す観点から、原則として都市計画区域全域とすることを基本としています。
- ・坂井市立地適正化計画区域においても、現に人が居住し、都市・生活サービス施設が立地している地域のほとんどが都市計画区域内であることから、都市計画区域を対象区域とします。

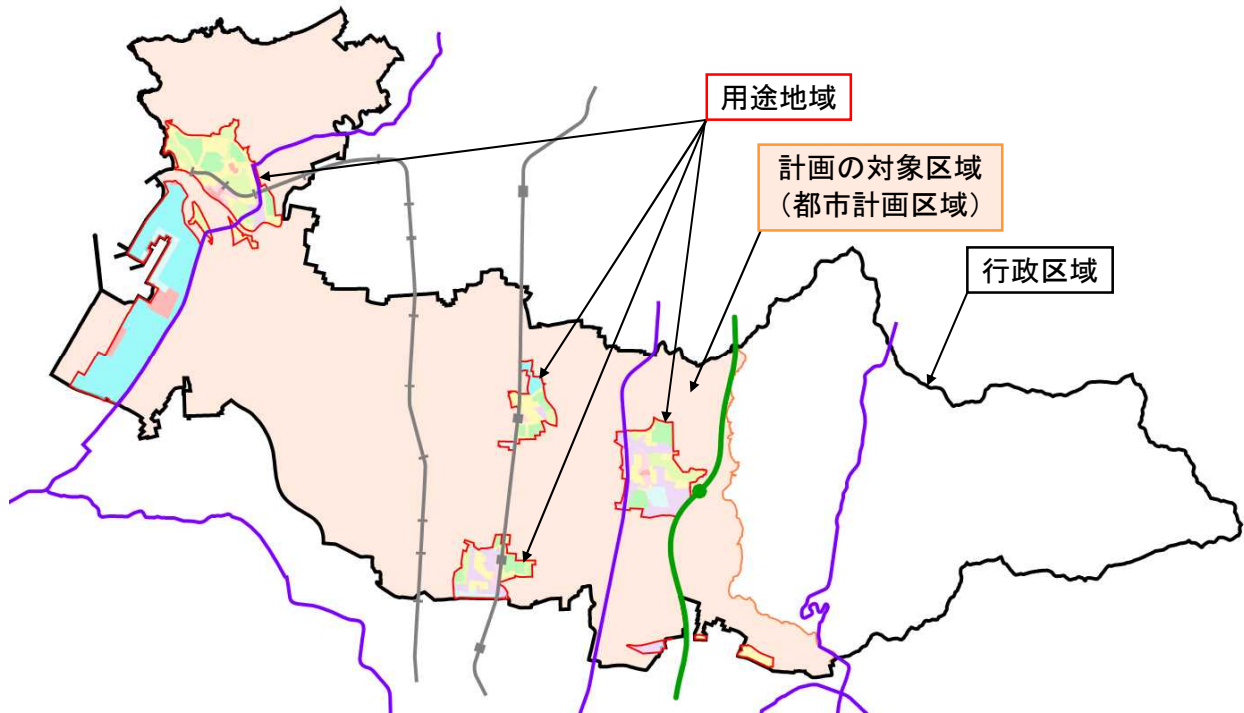


図 計画の対象区域

(5) 計画の期間

- ・坂井市立地適正化計画は、都市計画マスタープランと同様、都市構造の再構築や居住の誘導など、長期的な視点に立つてあるべき都市の姿を定める計画であり、都市計画運用指針においても「概ね 20 年後の都市の姿を展望することが考えられる」とされていることから、概ね 20 年後の令和 27 年 (2045 年) までとします。
- ・また、上位・関連計画の見直しや国勢調査の実施時期等に合わせて、概ね 5 年ごとを目処に計画の達成状況を評価・検証し、必要に応じて計画の見直しを行います。

(6) 坂井市の取り組む SDGs との関係

- ・平成 27 年 (2015 年) の国連サミットにおいて採択された SDGs (持続可能な開発目標) は、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標であり、坂井市においても目標の達成に向けて積極的に取り組んでいます。
- ・本計画は、SDGs の目指す 17 のゴールのうち「住み続けられるまちづくりを」の観点から SDGs の推進を図るものです。